省　令

○総務省令第五十一号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第五十条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月七日

総務大臣　川端　達夫

地方公務員災害補償法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における特別負担金）

第三条の二　地方公共団体等は、平成二十四年度に限り、第四十二条の概算負担金のほか、定款の定めるところにより算定した特別負担金を、当該年度の三月三十一日までに、基金に納付しなければならない。

（地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。